

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業 に係る企画書募集要項

1 総則

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業（以下「本事業」という。）の実施に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

2 業務内容

本事業の内容は、別記「「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業の企画書作成に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本企画募集における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

- (5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可（特定労働者派遣事業にあつては、届出）を両方とも有する者であること。
- (6) 本事業を適正に行うに足りるノウハウを有する者として、次のいずれも満たす者であること。
- イ 直近2か年のそれぞれの事業年度において、紹介予定派遣に係る派遣就労者数の実績が40人以上を有すること。
- ロ 直近3か年の事業年度において、学卒未就職者に特化した若年者の就職支援事業を実施した実績を有すること（自社の独自事業に限らず、官公庁からの委託事業を含む）。

4 企画募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館14階

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課派遣・請負雇用管理係

E-mail : haken-ukeoi@mhlw.go.jp

(2) 受付期間

平成26年2月26日（水）17時まで

(3) 受付方法

電子メールで受け付ける。（インターネットセキュリティの関係上、添付ファイル等は開かないので、必ずメール本文に質問内容を記載すること）

その際、件名の冒頭に「【公募・質問】」と必ず付すこととする。

(4) 回答

厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

なお、企画書等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

（掲載場所）

○厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

○調達情報

○調達情報一覧

○厚生労働本省

○物品の製造・販売等に係る公告・公示

◇その他

企画競争・公募公告

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業に係る業務

○企画競争に係るQ&A

5 企画競争参加資格確認関係書類の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- イ 企画競争参加資格確認申込書（別紙－１）
- ロ 競争参加資格確認関係書類（別紙－２）
- ハ 学卒未就職者等の若年者就職支援事業の実績等が分かる資料（別紙－３）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
平成 26 年 3 月 10 日（月）17 時まで
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
4（１）に同じ
- ③ 提出方法
郵送（平成 26 年 3 月 10 日（月）必着）とする。

6 企画書等の提出書類、提出書類の組み方等、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 仕様書に係る提出資料（別添様式 1 を使用のこと）
- ② 本事業仕様書に係る事業経費積算（別添様式 2 を使用のこと。本事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること。）
- ③ 企画書の概要書（パワーポイント等で支援内容を 2 枚以内に分かりやすくまとめた概要資料）
- ④ 上記①から③までの提出書類の電子媒体を焼き付けた CD-R

(2) 提出資料の組み方等

それぞれの提出資料ごとに片面印刷の上、左上をホッチキス止めして、上記 6（１）①から③の順番にまとめてクリップ止めすること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限
平成 26 年 3 月 17 日（月）17 時まで
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
4（１）に同じ
- ③ 提出部数
上記 6（１）の提出書類をまとめたものを 1 部とし、そのコピー 4 部と合わせて合計 5 部を提出のこと。
- ④ 提出方法
郵送（平成 26 年 3 月 17 日（月）必着）とする。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
イ 受付時間は、平日の 10 時から 17 時までとする。平成 26 年 3 月 17 日（月）17 時までに提出場所に到着していない企画書等は無効とする。

ロ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

なお、提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき行政文書開示申請がなされた場合は、その限りでない。

ハ 1者当たり1地域においては1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。ただし、1者が複数地域において、それぞれ1件の企画の申込みを行うことは可能とするが、人員や経費管理等をそれぞれの地域ごとに明確に区分できること。また、それぞれの地域ごとの企画書にその旨を明記すること。

ニ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

ホ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

ヘ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(4) 企画書作成にあたっての留意点

- ① 企画選定に当たっては、企画書等のみで判断し、応募者からのプレゼンテーションは実施しない。
- ② 企画書の作成にあたっては、企画書作成様式で作成すること。
- ③ 企画書については事業内容や趣旨を正確に踏まえられていることを高く評価すること。
- ④ 企画書の記載については箇条書きにする等分かりやすく簡潔かつ具体的に記載すること。
- ⑤ 企画書から読み取れない支援や仕組みは評価されないこと。
- ⑥ 実施する事業は、効果的かつ費用対効果を意識した効率的なものとなっていること。

7 事業実施候補者の選定

本要項に基づき提出された企画書等について、厚生労働省が設置する「「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業企画選定委員会」において、評価基準に基づき評価を行い、事業実施者として最大50者を選定し、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。

8 その他

- (1) 企画書等に使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された各事業経費の積算については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。
- (3) 「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業実施要領については、事業開始までの間に変更することもあり得る。

企画競争参加資格確認申込書

弊社は、「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業に係る企画募集への参加を希望し、企画競争参加資格の確認を申し込みいたします。

平成 年 月 日

許可番号

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

競争参加資格確認関係書類

- (1) パンフレットなど提出者の概要（会社概要、団体の取組等）が分かる資料（様式自由。）
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく平成 25 年の障害者雇用状況報告書の写し。または、法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業主団体等においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）。ただし、常用労働者数が 55 人以下の事業主については様式 1。
- (3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく平成 25 年の高年齢者雇用状況報告書の写し。また、常用労働者数が 30 人以下の場合、または、平成 25 年度の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業主団体等においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し。
- (4) 法令の遵守に関する申出書：様式 2
- (5) 関係会社（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 8 年大蔵省令 5 9 号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表：様式 3
- (6) 以下の直近 2 年間の保険料の領収書の写し（①、②ともに必須。ただし、②についてはいずれか。）
 - ① 労働保険料
 - ② 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険
- (7) 誓約書（様式 4）及び添付書類

障害者の雇用状況に関する報告書

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業に係る企画競争に参加するに当たり、平成25年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

A 事業主	(ふりがな) 氏名	()	住所	〒	
	(法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)	記名押印又は署名	(法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(Tel - -)	
B 雇 用 の 状 況	1	常用雇用労働者の総数		人	
	2	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	
	3	常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
		イ	重度身体障害者の数	人	
		ロ	重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	
		ハ	身体障害者の数(イ×2+ロ)	人	
		ニ	重度知的障害者の数	人	
		ホ	重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	
		ヘ	知的障害者の数(ニ×2+ホ)	人	
		ト	精神障害者の数	人	
	4	重度身体障害者である短時間労働者の数		人	
	5	重度知的障害者である短時間労働者の数		人	
	6	精神障害者である短時間労働者の数			
		チ	精神障害者である短時間労働者の数	人	
	リ	チ×0.5	人		
7	計 3の(ハ+ヘ+ト)+4+5+6のり		人		
	実雇用率(7/2×100)		%		

法令の遵守に関する申出書

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業に係る企画競争に参加するに当たり、各種法令（下記1から3に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目1から3について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

- 1 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第141号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。以下「関係会社」という。）が、労働力需給調整に係る法令等の重大な違反（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。また、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。
- 2 企画書提出時において、過去5年間に関係会社が、職業安定法（昭和22年法律第141号）及び労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 3 関係会社が、労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと）。
- 4 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反行為があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

平成 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者

印
印

該当項目 (1から4を記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

誓 約 書

(私 / 当社) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)
社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業に係る企画競争参加希望者の活動の状況

提出事業者名:

直近2か年の事業年度における「紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数」を記載してください。

記載欄 ※					
平成	年度		人	平成	年度

※ 事業年度の末日が含まれる年度ごとに記載してください。

これまで取り組んでいる学卒未就職者等に対する支援内容とその実績(保有するノウハウとその継続年数等を含む。また、国又は地方公共団体からの受託経験があれば別に記載のこと。)

		記載欄 ※			
①学卒未就職者に対する就職支援に関する事業	事業名及び事業内容				
	保有するノウハウ、顕著な実績等				
	事業継続年数				
②若者全般に対する就職支援に関する事業	事業名及び事業内容				
	保有するノウハウ、顕著な実績等				
	事業継続年数				
③その他国又は地方公共団体からの受託事業(過去3年間(平成23年度、24年度、25年度))	受託年度	委託元	事業名	事業内容	

※ これまで学卒未就職者又は若者全般に係る就職支援を実施した経験があれば、①又は②に記載すること。ただし、国又は地方公共団体からの受託経験があれば別に③に記載すること。
 なお、様式に収まりきらない場合は、別紙を用いることも可能とするほか、「ほか同種の事業が〇件」とすることも可能とする。